

## Client Alert

28 May 2026

日本語版に関する  
お問い合わせ先



板橋 加奈  
パートナー  
+81 3 6271 9464  
[kana.itabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.itabashi@bakermckenzie.com)



長谷川 匠  
シニア・アソシエイト  
+81 3 6271 9540  
[takumi.hasegawa@bakermckenzie.com](mailto:takumi.hasegawa@bakermckenzie.com)



藤原 総一郎  
アソシエイト  
+81 3 6271 9707  
[soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com](mailto:soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com)



高波 巧  
アソシエイト  
+81 3 6271 9453  
[taku.takanami@bakermckenzie.com](mailto:taku.takanami@bakermckenzie.com)

## 中国：サプライチェーンの安全保障及び不当な域外管轄権への対抗に関する国務院令を施行

中国は、域外適用される外国措置への対応及び産業・サプライチェーンの安全保障に関する法的・制度的枠組みを一層整備するため、国務院令を2本公表した。

1. 国務院令第834号「産業・サプライチェーンの安全に関する国務院の規定」（2026年3月31日施行）：中国の産業及びサプライチェーンに影響を与えるリスクを特定・監視し、これに対応するための正式な枠組みを構築するもの。
2. 国務院令第835号「不当な域外管轄権への対抗に関する条例」（2026年4月7日施行）：中国国内において域外適用される外国法及び執行措置を特定し、これに対応するための仕組みを具体化するもの。

上記2本の国務院令は、反外国制裁法（Anti-Foreign Sanctions Law：AFSL）、中国のブロッキング規則である「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」<sup>1</sup>、「信頼できないエンティティリスト」（Unreliable Entities List：UEL）制度といった既存の法令と共に運用されることになる。総合すると、外国の制裁、輸出管理やその他の域外適用措置に起因する抵触関係について、その中でも特に、域外適用措置が中国企業の取引又はサプライチェーンへ影響を及ぼす場合に、中国当局がどのように対応するかを一層明確化するものである。

### 不当な域外管轄権への対抗に関する条例（国務院令第835号）

#### 1. 「不当な域外管轄権」の範囲

本条例では、特定の外国の措置が中国法上「不当」であるか否かを認定するための要素が定められている。特に、中国当局は以下を考慮する。

- 当該措置が域外に適用されているか否か（当該外国との適切な管轄上の連結の有無を含む）
- 当該措置の執行が、中国の法人又は個人に対して損害を生じさせ、又はそのおそれがあるか

これらの要素は本条例に明示されていることから、今後の規制措置の基盤となるものと考えられる。

<sup>1</sup> 2026年5月2日、中国商務部は「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」に基づき、米国によるイラン産石油に関する中国企業5社への制裁措置に対抗するものとして、初めての不遵守命令を発している。「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」について詳しくは過去の弊所アラートも参照：

[https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20211115\\_ClientAlert ICT\\_Chinese-Blocking-Regulation\\_J.pdf](https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20211115_ClientAlert ICT_Chinese-Blocking-Regulation_J.pdf)



## 英語版アラートに関する お問い合わせ先



Frank Pan  
Partner  
+86 21 5368 4080  
[frank.pan](mailto:frank.pan@bakermckenziefenxun.com)  
[@bakermckenziefenxun.com](mailto:frank.pan@bakermckenziefenxun.com)

## 2. 認定メカニズム

本条例では、所管の国務院が、不当な域外管轄権に該当する外国の措置を認定し、その旨を公告することができる正式な仕組みが設けられている。

外国の措置が認定された場合、中国国内の法人及び個人は、所定の手続により承認を得た場合を除き、当該措置の執行をすること又は執行に協力することが禁止されることになる。

## 3. 禁止命令

本条例では、（中国商務部（Ministry of Commerce）を含む）当局が特定の主体に対し、不当な域外管轄措置の執行をしないよう命じる禁止命令規定が創設された。

禁止命令は、特定の主体又は特定の行為を対象とすることができるものである。禁止命令に違反した場合、罰金その他の制限措置が科され得る。罰金その他の制限措置は中国主体との関係では比較的明確に規定されている一方で、外国主体への適用については、より広範な対抗措置規定の枠組みの中で整理されているにとどまる。

## 4. 承認制度及び「悪意あるエンティティリスト」

本条例はさらに、正当な理由がある場合に、「不当」とされる外国の措置の執行について、法人又は個人が、中国当局からの承認を得る申請を行う制度を設けている。

また、本条例では、不当な域外管轄措置の執行又は執行への協力を行う外国の法人及び個人を指定する「悪意あるエンティティリスト」（Malicious Entities List）が創設され、今後、既存の AFSL 及び UEL と並行して運用されるものとされる。

## 産業・サプライチェーンの安全に関する国務院の規定（国務院令第834号）

本規定は、中国の産業及びサプライチェーンの安全性・強靱性を確保するための枠組みを構築するものである。

主な内容は以下のとおりとなっている。

- 中央・地方当局を含む政府全体による協調的な仕組みの導入
- サプライチェーン安全保障の観点からの「重点分野」の特定及び柔軟な見直し制度の導入
- リスクのモニタリング、早期の警告、及び緊急対応メカニズムの導入
- 外国の措置又は行為が中国の産業・サプライチェーンにリスクをもたらすと判断される場合の調査及び対応措置の導入

本規定自体は、事業者に対して直接的、独自のコンプライアンス義務を新設するものではないものの、サプライチェーンの安定が国家安全保障又は経済上の懸念と結び付く場合に、中国当局による監視強化、介入、対抗措置の法的基盤を提供するものとなる。



## 総括

上記2本の国務院令は、経済安全保障、サプライチェーンの強靱性、及び外国の域外管轄措置への対応に関して、中国の国家安全保障及び経済統治の枠組みにおいて一体として位置付ける政策方向を一層強化するものである。

本アラートの詳細（英語版）については、以下のリンクを参照されたい：

<https://sanctionsnews.bakermckenzie.com/china-introduces-new-state-council-decrees-on-supply-chain-security-and-countermeasures-against-unjustifiable-extraterritorial-measures/>

\*\*\*\*\*

詳細やご質問等については、弊所国際通商グループまでご照会ください。